

第四百四十回 参議院農林水産委員会會議録第七号

平成九年三月二十五日(火曜日)

午後二時二分開会

委員の異動

三月二十四日

辞任

畑 恵君

平田 耕一君

補欠選任

井上 吉夫君

佐藤 静雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

真島 一男君

浦田 勝君

高木 正明君

阿曾田 清君

谷本 鶴君

一井 淳治君

委員

青木 幹雄君

井上 吉夫君

岩永 浩美君

佐藤 静雄君

松村 龍二君

三浦 一水君

石井 一二君

及川 順郎君

高橋 令則君

都築 譲君

常田 享許君

村沢 牧君

国井 正幸君

須藤美也子君

島袋 宗康君

国務大臣

農林水産大臣

藤本 孝雄君

政府委員

局長

農林水産省経済

局長

農林水産省畜産

局長

水産庁長官

事務局側

常任委員会専門

説明員

外務省条約局国

際協定課長

猪俣 弘司君

秋本 達徳君

本日の會議に付した案件

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案内閣提出

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(真島一男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十四日、畑恵君及び平田耕一君が委員を辞任され、その補欠として井上吉夫君及び佐藤静雄君が選任されました。

○委員長(真島一男君) 水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○三浦一水君 水産業協同組合法の一部を改正する法律案について、若干質疑を行いたいと思ひます。

その前に韓国、中国との漁業交渉が今行われて

いるはずであります、その進捗状況について、

二点お尋ねをしたいと思ひます。

昨年七月ですけれども、海洋法条約を批准いたしました。内容はと申しますと、先生方も御存じのとおり、我が国は周辺二百海里以内に排他的經濟水域を設定し、この水域から韓国及び中国の漁船を原則として排除し、入漁を認めた一部の漁船についても、我が国が取り締まる権利を有することというふうになったわけでございます。

しかしながら、ここでちよつと外務省に確認をさせていただきたいんですが、二国間協定と多国間条約、この優先の問題であります。どうも状況によつてこれがかつたりとした認識が伝わつてこないというところがありまして、これは交渉の中でも我が国の姿勢を決める根幹の問題ですので、外務省に質問に入る前に確認をさせていただきたいと思ふ、どちらが優先するののか。――じゃ、いらつちやつてから、もう一回聞き直させていただきたいと思ひます。

そういうことでありますが、今の現状はと申しますと、御存じのとおり、韓国及び中国の漁船はそれぞれ日韓漁業協定及び日中の漁業協定に基づいて、周辺十二海里以内の領海以外であれば排他的經濟水域でも自由に操業ができます。したがつて、取り締まり権もそれぞれの船の所屬国が有すると、そのような状態が続いております。

両国の漁船は、中には悪質な操業も目立つていて聞いております。網を切つたとか故意に衝突をしたとか、あるいは暴力だとかあつたやに聞いております。この地域のいわゆる資源状況の悪化というものは目を覆うものがあるんじゃないか、そのように思つております。

このような不条理な状況を解消するために、連立与党は我が党を初めとして、昨年三月、一年以内にはこの交渉の妥結を図るべきといった内容等を求めてきておりますが、いまだその交渉は決着を見ていない。それどころか、聞きますところでは、どうも見通しすら何かも立っていない、そういう状況ではないかと。大変残念な状況であります。

そこで、協定改定のこの交渉が今のくらい進捗しているのか、まずその点をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(藤本孝雄君) 国連海洋法条約の趣旨に沿つた新たな日韓・日中漁業協定を早期に締結すると、これは非常に重要な問題でございます。

さらに我が国はTAC制度を導入したわけでございますから、そういうことからいたしますと、ぜひ早急に新たな漁業協定を結ぶと、これは我々にとつては非常に重要な問題でございます。

この新しい漁業協定を早く締結する、そういう目標のもとに今日まで首脳会談、外相会談、また事務レベルでの会談などを通じて、辛抱強くといひますか、懸命な交渉を続けておることも御承知のことだと思ひます。

しかしながら、この問題はそれぞれ国益が絡んでおりますし、また委員御承知のように領土問題も絡む、そういう複雑な問題がございますので、新しい漁業協定だけを結ぶと、そういう問題だけではない、そういう背景がございますので、なかなか我々からいたしますと、新しい漁業協定がまだ締結はされてない、こういう状況でございます。

先日、韓国の金駐日大使を農水省にお呼びいたしました。まず第一は、この日韓の新しい漁業協定の締結についてはタイムリミットといひますか、この時期までにひとつそういう協定を結ばうと、こういうタイムリミット、期日の設定について、私の方から強く要望いたしました。それに対しては、この問題について新しい漁業協定を結ぶといふことの必要性というものは十分承知し

ているけれども、いつまでに新しい漁業協定を結ぶというのを決めるということは、この問題の解決には非常に支障があると。それは期日ということについてはなかなか約束はできない。しかし、重要性はよく承知をしておることでありました。

この問題については、お互いにこれからの熱心によく協議をしようということでは一致をいたしました。

それから、幾分前進を見ておるというふうに理解しておりますことは、対中国におきましても対韓国に対しましても、この問題の解決のためには考え方として沿岸国主義、そういう考え方でこの漁業協定を結ぶということについてはおおよその理解をいただいております。このことについては非常に私どもは一歩前進したのかというふうな理解をいたしております。

○三浦一水君 この交渉に当たりましては、私はやっぱり幾つか留意すべき点があるだろうと思うんですが、現状がまず我が国に有利になつていないという現状ですね。これはもう決定的なことでありまして、双方、両国にしてみればこの結論が延びれば延びるほど両国に有利な点、交渉に当たつての基本的な我が国が認識を持たなければいけないところじゃないかと思うわけです。

加えて、これは私的な経験で申しわけないんですが、私は中国、香港に合計四年ぐらいおりまして、ビジネス上あるいは学生としていろいろ交渉を持たせていただいたわけですが、かなり交渉の場では相手の足元を見た話が多いんだという体験を身近な経験で持っております。

特に私が心配をしておりますのは、日本のマスコミが両国の主張に対して、基準、軸足が大体我が国にあるのか、あるいは相手国にあるのかわからないような報道をされる場合が多いということがあります。言葉は悪いのですが、それを逆手にとつた両国の交渉の場での姿勢というのがあるんじゃないかというふうに感じております。

聞くところによりますと、中国側は大陸棚を自然延長するだとか、あるいは上部水域の問題では、いわゆる自分のところの有利な条件を伸ばそう伸ばそうといったような、国際法上あるいは慣習的には考えられないような要求も出てきているやに聞いております。

そういう中で、期間的なものが持てないんであれば、この国際条約に基づいて、我が国の一方的であつても経済水域を設定していくといったような姿勢がもう必要になつてきているんじゃないか。それが今度は交渉のテクニクとしても私は必要ではないかと、そこまで考えておりますし、また国会内の議論の中でもいろいろそういった議論は多く見られるようであります。

その点につきまして、大臣の御決意あるいは水産庁長官の御決意があればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤本孝雄君) 委員御承知のように、与党三党におきましてこの新しい漁業協定の締結につきましてはほぼ一年以内というタイムリミットを設定されております。そのタイムリミットを飯に超えるというような場合も想定されるわけでございます。そのときには我々としても与党の皆様と新たに御相談を申し上げなきゃならぬというふうな今のところは考えております。

それから、もう一つの問題としては、中国におきましても韓国におきましても、この国連海洋法条約には加盟をして批准をしておるわけでございます。その国連海洋法条約の内容については当然賛成をしてこれを締結しておるわけでございます。その点はまさしく我が国との間に共通項はあ

るわけでございまして、その共通項に基づいて我々としても辛抱強く交渉をしていかなければならない、こういうスタンスを持っておるわけでございます。

○三浦一水君 先ほどの問題に先立つて外務省の方にちよつと確認をいただきたい。これは交渉の根幹にかかわる問題なんで改めて確認をさせてもらいたいんですが、この二国間協定あるいは

多国間条約、我が国としてどういうふうな優先と申しますか、姿勢を持ちながらやっていくのか、この場でもう一度確認をいただきたいと思ひます。

○説明員(猪俣弘司君) お答えいたします。一般的に規定する多数国間条約と、あとは個別の二国間条約のまず優先関係について法的な観点から御説明させていただきますが、一般的に言いますと、やはり二国間条約の方が多数国間条約よりも優先するというのが国際法上の一つの原則と言へると思ひます。

○三浦一水君 二国間の方が優先をする。いずれにしても、二国間の内容を見させてもらいますと、対韓国は一年前の事前通告、対中国は三カ月前の事前通告によつてその解消が図られるという内容にもなつておるようでございます。これは、改めてそのような決意を外務省あるいは農林水産省にお持ちいただけて交渉に臨んでいただきますことをお願い申し上げて、次の質問に入りたいと思ひます。

今回の法改正を見ますときに、これまでの信用金庫あるいは信用組合、あるいは農協法の改正、それらのものと非常に横並びにされた法改正になつていないか、そのような印象が強いわけでございますが、漁協におきましては漁業共同権の管理主体である、漁場が共同だということが最も大きな特徴かと思ひます。

そのほかの面におきましても、いわゆる農協におきまして信用事業が経営上の柱になつていふことと異なつて、販売でその収益の大部分を上げていふというふうなことがありましようし、一方では県に信用事業部門が切り離されて、漁協自体の合併は余り進まないが信用事業の合併は非常に進んでいる、統合は進んでいる、そのような状況もあるやに聞いております。

いずれにしても、貯金規模は十五億円というふうな聞いております。農協の二百八十一億円と考えますと、平均で見た場合二十分の一といったような経営上の脆弱さが指摘をできるんじゃないかと思ひます。

いかと思つております。

加えて、この漁協のいわゆる信用事業の基盤の強化ということが主点でありましようが、漁協は住専問題には、住専への貸し付けは行つていなかったといったような客観的事実もあるようでございます。

そこで、このような農協あるいはその他の信用組合とは違う漁協の性格をどのように認識されているか、まずお伺いをいたしたいと思ひますし、全体的にこれをただ画一的に他の信用機関と横並びでの運用というものは私は現実的に非常に困難があるんじゃないかという感じを持っておりますが、その点につきまして大臣の所感をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(藤本孝雄君) 農協と比較いたしました漁協の特殊性をどのように認識しているか、そういう御質問であると思ひますが、これには大別いたしますと三つの特殊性があらうかと思ひます。

一つは、農協に比べまして今、委員が御指摘のように事業活動に占める販売事業のウェイトが非常に高い、具体的には農協の方は信用部門、共済部門が非常に高いウェイトを占めておりますけれども、漁協の場合には購買部門、販売部門と全く逆のそういう関係がございまして。

それから、二番目の特殊性としては、漁協は漁業権の管理主体でございまして、資源の保護であるとか漁場の管理に中心的な役割を果たしておる、これは農協とは違ふ点であります。

最後の点は、農協に比べまして事業基盤や業務執行体制が非常に弱い、こういうことでございまして、その強化が非常に必要であらうというふうに認識をしております。

○政府委員(眞田道夫君) 先生の後で言われたことで、横並びに漁協を扱うのはいろいろ問題があるのではないだろうかというふうな御質問であつたと思ひます。

漁協系統の信用事業につきましては、金融自由化が急速に進展している中で、他の業態と同じよ

続いては、いわゆる監査主体制ということで員外
 監事、常勤監事の必置が義務づけられております。
 加えてまた、外部監査の義務づけが各県漁協なり
 あるいは一定規模を超えた単協については設けら
 れているようであります。この点につきましても、
 現状でいきますと常勤の監事を置くところは単協
 当たり〇・一人というふうに聞いているわけでござ
 います。これは農協においてもほぼ同じ状況だとい
 うふう聞いております。実際言つて、監
 事さんを常勤で雇うというのは費用の面からも、
 農協においてもそれだけの仕事があるようには思
 えません。そのような状況から、実際の運用はど
 のぐらい幅を持って考えていかれるのか、その辺
 についてお尋ねをしたいと思ひます。

漁協につきましては、休業態のほとんどが最低出資金一億円となっているわけでございますが、ただ漁協におきましては非常に経営基盤も弱い、それから信用事業の面からいってもなかなか十分じゃないというようなことで、信用事業の整備強化に取り組んできているところでございますので、できるだけ高いことが望ましいと考えているわけでございます。

ただ、実現可能な水準であることも重要でござ

なお、事業規模が小さくて漁協に課されます規模要件に達しないような信漁連につきましては、

いずれにしましても、再度念を押しておきたい
と思いますのは、特に漁協の場合は脆弱な経営基
盤の中での経営を強いられているという現状であ
ります。これに対してはやっぱり運用上の十分な
配慮が必要だと思いますので、その点を最後に重

ねて要請を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。私のお話を聞いていただきたいと思います。

○高橋令則君 水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

今回の改正は、大臣の趣旨説明を拝見いたしました。信用事業を中心として漁協系統の経営の健全性を図るためということで理解をいたしております。それは、今日の漁協だけではなく銀行を含む我が国の金融秩序の現状からしてやむを得ないことかなという理解は私もいたしておるわけでございます。

しかしながら、これは先ほど三浦委員がおっしゃいましたけれども、漁協は非常に基盤が違っています。私も、実態から見てもかなり脆弱である、それから態様も違うというふうな点から、金融秩序の一員としての整備はしなければならぬけれども、これがあるべき基準まで持っていくのにはやはり相当その他の力もつけていかないと、一気にやりますとこれはもたないだろうと思っております。したがって、その点に対する配慮をまず前提として、これは私もお願いをしておきたいというふうに思っています。

質問に入らせていただきますが、今回このような改正をなさるについては、当然ながら現在の信用事業の実態はこうで、その問題点はこうで、これを今後このように持っていきたいんだというふうな展望というんですか、現状からの問題点の抽出と、あるべき姿に持っていくというふうな絵姿がなきやならないと私は思います。

したがって、現在の漁協の信用事業の実態はどうなっているのか、その受け入れ貯金量、いたいた資料ですと二兆ちよつとですね、そしてそれに対して組合員に対する貸し金が八千三百九十六億ですか、こういう数字をいただいております。こういうふうな問題、その間には一兆二千億ぐらいの差があるわけですが、これは信漁連あるいは中金への預金だろうと思えますけれども、その他の自主運用があるのかないのか。それから俗に言

う不良債権があるのかないのか、あるとすればその額と内容をどのように把握されているのか。まず、そういった点から長官の御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(高橋道夫君) まず、漁協の信用事業の実態でございますが、平成七年度の漁協の貯金額は、今、先生が言われましたように全体で約二兆円、一漁協当たりの平均貯金残高で見ますと約十五億円、他業態に比べますと非常に規模が小さいでございます。また、そういうことで収益力も非常に弱い状況でございます。漁協の貯貸率を見てみますと約四割、これは農協に比べると高いものになっております。

それから漁協から信漁連への事業譲渡、これは平成二年の水協法の改正によりまして平成四年から着実に進展しております。現在までに三百一の漁協から十九の信漁連に対して信用事業譲渡が行われております。

また、これはことしの三月末でございますけれども、また今後、漁協系統の計画では平成九年度末でございますから、来年の三月末までは九百三の漁協から二十六の信漁連に対して信用事業譲渡が行われるという計画にもなっております。

このようなことで、今回の水協法改正によりまして最低出資金制度が導入されますので、信漁連への信用事業譲渡というのは一層加速化されるのではないだろうかというふうに考えております。

なお、一点目の不良債権の状況でございますが、漁協系統の不良債権の実態につきましては、平成八年三月期より信漁連につきましては破綻先債権が明示されております。これは九億円というふうになっております。なお、漁協系統といたしましては、平成十年の三月期までに漁協及び信漁連の破綻先債権それから延滞債権、金利減免等の債権のすべてを明示する予定となっております。○高橋令則君 ちよつと確認をしたいと思いますけれども、二兆円集められてますね。八千億お貸しになってますね。その差が一兆二千億あります

ね。これは私は信漁連それから中金に行っているものだろうと思っておりますが、そういうことではないんですか。

○政府委員(高橋道夫君) まず、漁協系統の信用事業が極めて零細であるということから、上部機関であります信漁連それから農中に大部分を預け金として運用しているところでございます。これは七年度の数字がまだ十分整っていませんので恐縮でございますが、六年度の数字で言いますと、平成六年度の漁協の貯金残高は約二兆でございます。このうち八割を系統の預け金として運用しているという状況でございます。

信漁連の方でございますが、信漁連の方は貯金残高は約二兆二千億でございます。このうち一兆三千億を農林中金の方へ預け金として運用しているという状況でございます。

○高橋令則君 今の金額はわかりましたが、その差の部分で、員外貸し付けというふうな形で運用されているものがどのぐらいございますか。

○政府委員(高橋道夫君) 漁協は貸し出しといたしまして約八千億ぐらい貸し出ししておるわけでございますが、大体漁協の員外貸し出しはそのうちの約一〇％程度だろうというふうに思っております。

○高橋令則君 今のは単協の方ですね。信漁連の方では員外貸し出しはないんですか。

○政府委員(高橋道夫君) 信漁連の方でございますが、これは員外貸し出しが約千五百億程度となっております。

○高橋令則君 念のためですが、農協の場合は原信連の住専貸し出しが、員外貸し出しですね、これが非常に大きな問題になったわけですね。先ほどの御説明ですと住専問題みたいのはいないというふうにお聞きをしたんですけれども、住専でなくして結構ですが、信漁連の千五百億の員外貸し出しには問題のあるようなものはないですね。確認です。

○政府委員(高橋道夫君) ちよつと今の数字間違えまして、信漁連の場合は六百五十億でございます。

した。どうも失礼いたしました。それから、今先生が言われましたような住専の方でございますか、これにつきましてはほとんどないとお承知しております。

○高橋令則君 それから関連してもう一つお尋ねをいたします。行政検査、それから全漁連監査、いわゆる監査、検査でもって信用事業について最近摘出をした、摘出というのは適当じゃありませんね、指摘をした問題あるいは見つけた不祥事件、信用事業にかかわる分だけで結構ですが、そういったものにはどのようなものがありますか。件数と主な内容をお聞かせいただけますか。

○政府委員(高橋道夫君) 多分信用事業に発生しました不正事件を言われているんだらうと思えますが、都道府県からの報告によりまして、漁協の信用事業部分におきます不正事件は、平成七年度に三件、それから平成六年度には三件、五年度には四件という状況になっております。

内容といたしましては、業務上横領が多いというふうなことで、この原因といたしまして、やはり漁協の経営管理体制、または業務執行体制が十分でないというところにあるんじゃないかと考えております。

○高橋令則君 単協の窓口といいますが、非常に体制が弱いところが多いわけで、今の長官のお話は私もああそうかなというふうなことであらうな感じがいたします。しかし、そうはいってもその種の事件が起きていいわけではありません。内容も大変遺憾なことですが、金額的にはどのくらいに上っておりますか。金額を押さえておられますか。

○政府委員(高橋道夫君) 先ほど平成七年に三件と申しましたが、金額でいきますと約四億弱というふうになっております。

○高橋令則君 件数は少ないんですが、額は結構大きいんですね。当然ながら信用事業はもう信用が最大の問題ですから、そういう事件が起きないようにさまざまな手段をもつてきちんと御指導なり対応をしていただくようにこの際お願いをした

い、このように思います。
それでは次に、法案の中身に入って幾つかお尋ねをしたいと思います。

三浦委員が御質問された点を抜きまして重複しないようにお尋ねをしたいと思います。法定準備金の積み立て基準として剰余金の五分の一という基準が出ておりますね。この五分の一というのは、現在が十分の一ですからこれを倍にしたと、それだけで十分というふうな事務的な説明があったんですが、それでいいんですか。それが一つ。

それからもう一つは、漁協は剰余金が出ますと全部配当してきているんですね。それで組合員はその配当を、楽しみにしているという面があるわけですが、非常に頼りにしているという面があるわけですから、内部留保をするというところは大事なことでありますけれども、組合員の期待に反する、そしてそれがまた、組合員と組合員の間には、大げさですけれども、そういう影響も懸念をされるからというふうな感じを私は持ちます。

ちよつと古い話で恐縮ですが、私の県の浜でも御承知のように、本邦の内陸産のサケの五〇％は北海道、二五％は岩手なんですね。それだけサケがとれるものから、サケの収入が物すごく上がったときには、某漁協などは総会のお土産がテレビ一台だったなどということがありまして、それでいいんですかと言った覚えがあるんですが、それでも、それはちよつと行き過ぎにしても、いずれにしてもその剰余金の処分に対して組合員の関心は高いんですね。その辺についてのお考えをお聞かせしたいと思います。

それから、剰余金の処分の方法が適当であるかどうかというのを定めることになっておりますね。この基準をどういうふうにお考えですか。この点をまずお尋ねします。

○政府委員(高田道夫君) まず、第一点にハードルの話だつたと思いますが、これは農協は十分の一でございますが、それと合わせてただ機械的に十分の一としたわけではない、それぞれの事情に基づきまして最低出資金の額を決めさせていた

いたということを申し述べたところでございす。その結果、五分の一になったということでございます。

それから、二点目の法定準備金の積み立て基準の引き上げによりまして、言うなれば組合員の配当が少なくなると、それによって組合員が助長されないのかという御心配でございますが、先ほども申しましたように、金融自由化が進展してきていますし、特に漁協の場合でございますと、資源水準の低下によりまして漁獲量の減少でありまして、産地魚価の低迷によりまして漁協経営も厳しさを増してきています。

その中で、特に信用事業のリスクが拡大しているというところで、漁協の事業を健全に運営していくためには、また組合員に対して適切な金融サービスを提供していくためには、やはり何と申しましても漁協みずからの自己資本、内部留保の充実が必要不可欠ではないかというふうに考えています。

それから、これは比率の問題でございますが、水産庁といたしましては、従来から模範定款例によりまして、出資総額の二倍までは毎事業年度剰余金の五分の一に相当する金額以上は積み立てるというふうなことを指導してきた経緯もございす。このようなこともございすので、今回の法改正によりまして、組合員のこの組合離れを助長するということには即ならないではないかというふうなことを考えております。

また、もう一つの問題といたしましては、早期是正措置の導入が平成十年の四月に控えているという緊急な問題がございまして、漁協といたしましても、自己資本の充実のみならず取り組む必要があるということにつきましては、漁協並びに組合員も十分認識していただいているのではないだろうかと思っております。

それから、三点目でございますが、剰余金の処分の基準、具体的にどのようなものであるかというふうなことでございす。これにつきましては、先ほど先生が言われまし

たように、今まで漁協といえますのは、組合員に最大の奉仕をするということから剰余金を利用高配当という形で組合員に事後的に還元してきております。そういう意味では、実際の剰余金処分にかたりまして利用高配当を重視してきただけのことでもございまして、先ほどのサケの例ではないんですが、自己資本、それから内部留保は他の業態に比べますと薄いという状況にございす。

しかしながら、先ほど言いましたように、他業態と同様に自己資本の充実、内部留保の増強が必要不可欠であるということでございます。こういうことで、他業態におきまして、いろいろ配当性向の上限の設定でありまして、それから利用配当の上限のありまうことと、それから出資配当の上限の設定というふうなことで剰余金の処分方法の基準を他業態においても定めております。

漁協系統におきまして、このようなことを参考としながら、また自己資本比率の状況をよく見ながら、言うなれば内部留保の増強の必要性の高ところほどより内部留保を優先した剰余金処分が行われるようにこの基準を設定していきたいというふうなことを考えております。

○高橋令則君 早期是正措置対応などその必要性について私も理解をします。

ただ、まさに漁協は規模的にも財務体質が非常に弱いわけですね。さらには、剰余金に対する、先ほど申し上げた組合員の期待もあるわけですが、そういったことをもろもろ考えて他業態横並びといつても、なかなかそれと軌を一にできない事情もあるわけですから、その実態をよく見てその対応を決めていただきたい、これは要望を申し上げます。

それから、次に移りますが、監査体制の強化というのが今回の大きな柱の二つ目になっております。

員外監事と常勤監事等につきましては、先ほど三浦委員から御質問がございましたが、私は、その中の一つとして全漁連の監査についてお尋ねをし

たいと思います。これも監査強化の一環として今回強化することになっておるわけですが、全漁連サイドの体制の整備も必要だと思ふんですね。これをどのようになさるおつもりか、お尋ねをいたします。

○政府委員(高田道夫君) 今回、全漁連の監査を導入するというところでございす。

行方の方の全漁連の監査体制の方でございす。現在、全漁連におきましては十一名が監査に従事しているところでございす。今般の法改正に伴いまして、全漁連は信漁連に対する監査につきまして、公認会計士等と契約を締結し、監査のレベルアップを図るということのほかに、監査部門組織の強化、監査士養成の充実を行うということにしているというふうな承知しております。

○高橋令則君 この監査体制の充実というのは非常に大事だと思ふので、全漁連側がきちんと対応できるように連携をとって指導をお願いしたい、このように思います。

それから次の点ですけれども、やはり今回の改正の一環として、事業別損益の状況を明らかにした書類を総会に出して組合員の理解を得るというくだりがあります。この目的と、それからこの事業別損益の状況を明らかにした書類というのはどのようなものか、組合員の理解が十分得られるような、そういう内容としてどのようなものを予定しているか、お尋ねします。

○政府委員(高田道夫君) 金融自由化の進展でございすとか、先ほど申しましたように漁獲量の減少でありますとか、そのようなものもろもろのこと非常に漁協の事業運営が厳しさを増しているという中で、最近信用事業それから共済事業の赤字がふえてきているという状況になっていまして、先ほど大臣からも御答弁いたしましたように、これを購買事業でありますとか販売事業の赤字で補うという状況になっております。

今後の漁協経営を見てみますと、赤字となっております信用事業の譲渡を含めまして、自主的に各事業の内容でございすとか、その中の方法の

見直しを行っていくことが組合の健全化のために必要であるというふうに考えております。

この事業の見直しを行うためには、組合員に対して事業部門ごとの損益状況を明らかにしてそれを示すということが何よりも必要であると考えております。このようなことを考えまして、今回組合員に対します部門別開示、これも他業態と同様でございますが、これを義務づけることとしたわけでございます。

具体的には今後さらに検討していきたいと思いますが、当然のことながら信用事業、共済事業、購買、販売の経済事業といった区分を基本にその部門別の開示を考えていきたいというふうに考えております。

○高橋令則君 デイスクロージャーの時代ですから、部門別開示、漁協の経営状況を明らかにするという意味で非常に大事なことでありたいと思います。

ただそれによつて、御存じのように、いただいている資料を拝見しますと、農協とは違つて信用事業、例えば共済事業はむしろ赤字でして、販売に頼っているというような状況があるわけですね。このような状況等から推して、いわゆる経常利益の配分の問題とか、こういう問題が組合員の目から見ていいのかわからないというような議論も出てくるでしょうし、こういったことには経営サイドできちんと対応できるように指導もしなければならぬと思いますので、その辺も手抜かりのないようにお願いしたい、そのように思います。

それから次に、今度また新しく入ったもので、行政検査等の充実の中で、行政庁は特に必要があると認めるときは組合の子会社に対して報告あるいは検査できるという規定が入りました。

ここで言う組合の子会社というのはどのようなものを指すのか。そして、これはどの程度数があるのか。そして、今つかまえている実態はどのようなものなのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(眞田道夫君) まず、漁協等の子会社

でございますが、これは近年水産物の加工、販売の促進を目的といたしまして会社の設立が増加しております。

漁協につきましては、都道府県からの報告によりますと、昭和六十年に十七社でございましたものが平成四年では二十二社に、また漁連につきましては昭和六十年に十社でございましたものが平成六年には二十八社というふうになっております。

また、子会社の定義でございますが、子会社につきましては、発行済み株式の総数または出資の総額の百分の五十を超える数または額の株式または持分を所有する会社というふうな定義になっております。

○高橋令則君 個々の会社の経営実態までというのはちょっと酷かもしれませんが、全体的に見てこの子会社の損益というのはどうなっているんですか。

○政府委員(眞田道夫君) まさしくこれから報告徴収、検査を行うというふうな段階でございますので、大変申しわけございませんが、まだ把握しておりません。

○高橋令則君 民間企業ですと最近連結決算とか、いわゆる本体だけではなくてグループ全体の損益というものが非常に重要になってきております。私は、水産庁が今回このような改正をされて対応されるというのは結構なことだと思ふんです。したがって、これから実態を把握するということが、それはそれでしつかりやっていただきたい、そのように思います。

それから、少し飛ばして、漁協合併の状況についてお尋ねをしたいと思ひます。

先ほど、信用事業について進捗状況を最初にお触れになりました。私は、漁協も一県一漁協というふうな最終的な統合目標を立てて進んでいるのかな、その前提としてまず信用事業をまとめるという形で進んでいるのかなというふうに承知をしております。

まず、漁協サイドの合併の全体的な流れについて

て長官にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(眞田道夫君) まず、漁協合併の流れでございますが、漁協系統組織は、平成四年に「漁協系統の組織・事業運営のあり方」を策定いたしました。合併に取り組んできたところでございまして、農水省といたしまして、当然ながら漁協合併助成法を初めといたしまして各種事業によりましてその合併を支援してきたという流れがござい

ます。

このような取り組みの結果、近年急速に漁協合併は進展してきておりますものの、農協の取り組みに比べますと大きく立ちおくれしているという状況にございます。このために、漁協系統におきましては新たに、今先生言われましたように、一県一漁協または一県複数自立漁協を主な内容といたします漁協系統事業・組織改革の指針を平成八年十二月に取りまとめたところでございます。本年九月までに具体的な合併・事業統合計画を策定し、今後自立漁協への再編を目指しまして積極的

に取り組みすることとしております。

農林水産省といたしまして、このような漁協系統の取り組みが円滑に進められますように適切に指導してまいりたいと考えております。

○高橋令則君 流れはわかりました。しかし、実際にいよいよ農協に比べると、長官もお答えになったように、非常に遅々として進まないんですね。私の地元でも、浜ごとにもまだ漁協があるというところが結構あります。結局、漁業権と、そしてそれに乗った経営という形になっているものから、なかなか一緒にいれないという問題等々、合併を阻む要因が幾つかあるんです。これについて、水産庁の認識はいかがですか。合併を阻む要因。

○政府委員(眞田道夫君) 今申しましたように、漁協合併、系統もいろいろ促進しているわけでございますが、今先生言われましたように、漁協合併を阻む原因といたしまして幾つかございまして、そのうちのひとつといたしましては、まず基本的には漁協の役員及び組合員の合併に対します意

識、意欲が不足しているというのがございまして。それから財務格差など経営内容の問題がある。それから、合併した後どうなるのだろうかという展望の不透明さもございまして。それから、今、先生言われましたように漁業権の問題もあるというふうなことで、もろもろのことがございまして、なかなか漁協合併が農協ほど進んでいないという状況にございます。

○高橋令則君 まさにそのとおりなんですけれども、その意識の問題はいずれ役員一層になって啓発に努めて頑張っていくかなきやありませんし、また展望の問題も、こういう時代になってきているわけですから、厳しい経営環境から見ても理解を求めていかなければならないと思うんですが、この中で一番難しいハードルというのは私は財務問題ではないかと思うんです。さつき、全体として俗に言う不良債権は九億しかないというふうにおっしゃいましたが、実際には合併を阻んでいる財務格差というのはそんなものじゃないんです。各県ごとに見たつてもっとあるわけですし、これを何かの形できちんと手当てをしてやらないと進まないのではないかと私は思うんです。

したがって、水産庁はこれまで漁協合併にどういう方策を講じたのか、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(眞田道夫君) 合併を進めますために、水産庁としてもこれまでいろいろの手だてを行ってきたところでございます。

大きく分けまして、一つは、合併した場合に漁業権の問題がどうなるかという問題がございまして、特に、合併した後にもとの組合が持つていました漁業権が合併後の組合によりまして行使規則などが変えられてしまふんじゃないかと、場合によつてはそれが放棄されるのか、そのようない配が合併される方の漁協等にございまして、そういう意味で、そういうことの心配のないような手だてを合併助成法の中で既に手当てをしております。これは法制度の問題でございまして、漁

それから、あと予算の問題といたしまして、漁

そのような中で難しい漁協合併をどのように進めていくかということで、系統団体のみならず、水産庁としてもいろいろその対策を考えているところでございます。先ほど申しましたように、法

私の質問の最後でありますけれども、大臣、いかがですか、お聞きになって、なかなか漁協は愛細なんです。そして、合併といっても、長官がおっしゃるような数字じやないものがぐっとデッドロックに乗っているんです。したがって、それに対する手当てを何らかの形でしませんが、今回企図された信用秩序を維持するために漁協をちゃんとしていくということだってこれは絵にかいたもの

最近の漁業を取り巻く環境というのは、日増しに悪化をいたしておりまして、もう御承知のとおり年々経営体数も減ってきておるし、水揚げ量も減ってきておる、さらに魚価は低迷をするし、就業者の方々も減少してくる、そういう状況であります。

他方、先ほど来大臣から答弁がございましたように、漁協によりましても元氣にやっておりますところもあるわけでございます。先ほどの話にございますように、生産物のブランド化をしておるところもございますし、スーパーなどと提携して一生懸命やっておりますところもあるわけでございます。

そういう意味の活性化を図っていくというの、今後の漁協の方向だろうというふうに思っております。

いろいろなことをやりながら、漁協はやはり地域の金融だけではございませんで、これからTAC制度が導入される中で、一番の基本となる組織でございますので、この漁協を健全なものにしていくようにいろいろな事業を活用いたしまして、水産庁といたしまして漁協の健全化に対しまして指導、支援をしていきたいというふうに考えております。

○阿曾田清君 農協の場合は信用事業で収益を上げて、どちらかというと販売事業等は赤字、そして購買でまあまあというところが農協の事業の柱になっておりますが、漁協の場合はどちらかというと信用事業は赤字という傾向であります。ですから、この信用事業問題が一番問題になるわけがあります。

先ほどの御質問の中で、二兆円預金高がある、約八千億が貸し付けられておる。ざっと考えて四割が貯蓄率、こういうことになるかと思えます。私は、やはりもっと自主的運用といえますか、漁信連等によって、いわゆる資金の有効的活用を図っていくことによって、信用事業の利益を高めていくことができるんじゃないかというふうに思っています。中金にそのまま上げて、中金の利ざやだけもらってやっていくということでは、なかなか信用事業の利益が生まれてくるのは容易ではない。

どのような形で信用事業の利益を創出されようとお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(鳥田道夫君) 確かに今、先生言われましたように、漁協の貯蓄率は約四割になっていくわけでございますが、問題はこの貯蓄率といえますよりも、漁協の場合には他の金融機関、例えば農協に比べまして非常に額が、言うならばポリユームが少なくないというところに問題があるわけでございますので、このポリユーム、漁協でいいま

すと預貯金額が一経営体当たり十五億円でございます。ちなみに農協が約二百六十億円でいうような状況になっておりますので、いずれにいたしましても十五億円で幾ら頑張ってみましても、貯蓄率を上げてもなかなか利益は出ないという状況でございます。

そういうようなことでございますので、先ほど来御答弁申し上げてございますように、やっぱり規模を大きくしていくしかないだろうということとで、合併なり、その合併を前提といたしまして信用事業だけを譲渡していくというようなことで規模の大きさを求めていくというのが当面必要ではなからうかと考えております。

○阿曾田清君 今の御答弁から拝察いたしました、今回の改正案の中で農協法の改正と違っているところは、いわゆる資金運用規制の緩和という項目が入っております。恐らく、今の長官の考え方に基づいて、資金運用規制の緩和ということろはあえて今回、改正が入らなかったらと思う。

もう一つは、経営管理委員会を導入すること、これは今回入れられておりません。しかし、いずれこういう形で整備をしていく過程の中において、漁信連とかあるいはある程度合併した大型のちゃんとした漁協については、経営管理委員会制度も導入できるような道も必要ではないかなという思いもいたしておりますが、その点いかがでございますでしょうか。

○政府委員(鳥田道夫君) 漁協に経営管理委員会を導入しなかった理由でございますが、これはやはり一番の理由といたしましては、漁協の事業規模が農協に比べてまして零細であるというところ、現行の理事等、これは平成五年に水協法を改正させていたしまして、員外の理事等従来の四分の一から三分の一に拡大しておりますので、この現行法上の員外理事等を活用いたしまして、漁協に求められます業務執行体制の専門性は確保できるんじゃないかというように、今回はあえ

て取り上げなかったところでございますが、今確かに先生言われましたように、今後広域漁協が実現するというようなその過程におきまして、経営管理委員会の必要性が生じることも考えられるわけでございます。これにつきましては、今後の漁協系統組織の再編状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○阿曾田清君 時間がございませんので、簡単に質問をいたします。

最低出資金制度の導入、これはすなわち自己資本の充実を図るという観点で今回県漁連一億円、漁協二千万円以上と、こういうふうになっておりますが、三年間の経過措置はあるにいたしまして、その最低出資金に達しない組合、これについては増資があるいは合併するあるいは県漁連へ信用事業を譲渡するか、この三つの方法しかないと思っておりますが、この三年間の経過措置はあるけれども、それで達しなかった場合はどうされますかというのが一点。

それからもう一点は、私の地元の漁協を見ましても、この兼業・兼業の禁止の中で特にこれから政令等で定められる場合に注意していただきたいのは、先ほど三浦委員からもお話がありました、魚屋を経営する社長とか、あるいは一本釣りの漁業者じゃなくて網元といえますか、そういう方々とか、さらには例えば漁業と関連しておるサービス業をやっている方々、その方々で組合長をなさっている、漁協長をなさっているという方々があるわけでありまして、したがって、零細漁協だけにそういう方々の力によって成り立っているというの組合の大きな存立の条件にもなっているようにございますので、その政令に当たっては私は農協よりもっときめ細かく配慮した兼業・兼業の禁止を定めていただきたい、これが要望でございます。

先ほどの三年間の経過措置、これが過ぎた後はどうなるんですかと、ここをちよっと三つの方法でできなかったときはどうなるのかということだけお聞かせをいただいて、質問を終わりたいと思

います。
○政府委員(鳥田道夫君) 三年間で最低出資金の要件を満たさない場合にどうなのかという御質問でございます。

漁協系統、確かに先生言われますように漁協の経営は非常に厳しいものもございますし、なかなか零細なものもございます。さはさりながら、人様の、言うなれば一つの金融機関として事業を行っているわけでございますので、他業態並みにやはりその経営基盤はしっかりしていただくかなければいけないというふうに考えているところでございます。そのようなことから今回この制度を導入したわけでございます。

確かに方法としては、先生言われますように、三つだろうと思えます。この三つをできるだけ言わなければ合併でありますとか、信用事業譲渡でありますとか、そのようなことをやりまして、できるだけこのハードルをクリアしてもらいうように水産庁としても指導していきたいというふうに考えております。

○阿曾田清君 できなかった場合を言っているわけですか。

○政府委員(鳥田道夫君) できなかった場合でございますが、できなかった場合にしましてはやはりこれは先ほど言いましたように、金融の健全化措置、早期是正措置がもう既に来年の四月から導入されるわけでございますので、それとの兼ね合いもあると思えます。そういうことでできない場合につきましては、信用事業というものにつきまして組合から何らかの形で切り離していただくしかないのではないだろうかというようなことも考えております。

○谷本綱君 漁業は資源水準の悪化、そして輸入水産物の増大で魚価が低迷するという極度の不振状況に陥っております。こうした状況というのが組合経営の大きな打撃にもなっております。

初めに大臣に伺いたいのでありますが、大臣は水産業の現状をどう認識しておられるか、また今後どんな役割を漁協に期待しているのか、お聞か

○国務大臣(藤本孝雄君)　まず、最近の我が国漁業を取り巻く状況は、御承知のように一段と厳しさを増しております。そこで、この漁協に関しましては今後経営指導であるとか、また資源管理等への取り組みが期待されておるわけでございます。そういうことについては漁協の役割というののは非常に大きいものだと思っております。

したがしまして、この漁協系統の事業・組織改革への取り組みはますます重要なものになってくるわけでございまして、そういう取り組みに対しまして農林水産省といったしましては適切に対処してまいらなきやならぬ、かように考えているわけでございます。

○谷本親君 次に、漁協の合併問題について伺います。

農協に比べますというと、漁協の合併は進んではいない。合併がなぜ進まないのか。長官は先ほど意識の問題だとおっしゃった。つまり、漁家の意識が低いから合併が進まないんだと言わなければかゝりの話になってくるのであります。そうでしょうか。私はそうは思わない。農協は地域の農家だけじゃなくて、これは農家以外の人たちも准組合員として幅広く組織しております。そして、事業も多様であります。つまり、事業体としての性格が極めて明確だ。

それじゃ、漁協の方はどうなのか。漁協の方は先ほどもお話がありましたように、漁業権の管理団体としての成り立ちがあった。そして、そういう中で規模は小さいが、例えば経済事業の方でいえば立派な黒字を出しているところは数多々あるのであります。赤字の方は信用事業だ。それはスケールメリットを追求できるだけのそういう規模になっていないからであります。ですから、漁協の方の合併が進んでこないというふうに見えることになってくるんじゃないのかと。

○政府委員(鷹田道夫君) 確かに漁協が漁業権管理団体という一つの成り立ちがあるというのはおっしゃるとおりでございます。

ただ私は先ほど漁協合併の阻害要因の一つといたしまして漁協の役員の意識の問題だと申しましたのは、実は平成七年六月に全漁連が合併阻害要因をいろいろ調べたデータがございます。それによりますと、役員の意識の問題であるというのが、三十七の会員、これは連合会の数でございますけれども、その中で二十五を占めていまして、これ複数回答でございますが、約七割近く占めている。その他いろいろございますが、阻害要因の一つ。一番大きな原因として役員の意識、感情の問題というのが一つ項目がございます。このようなことがございますので、先ほど御答弁申し上げた次第でございます。

○谷本観君 意識を規定しているものが何なのか、問われなきやならぬのはそこなんです。そこからやっていかなきゃ問題の解決は出てこないんです。

そこで、長官にもう一度伺いますが、それじゃ合併が進んだところはどうかというところでしょうか。

○政府委員(眞田道夫君) 大変恐縮でございますが、先ほど阻害要因、この役員の意識の問題でございますとか、ざいまずとか、漁業権の問題でございますとか、合併後のビジョンの問題でございますとか、いろいろ申し上げたわけでございますが、逆に言いますと、合併が進んでいますのはこれらの問題が比較的少ない地域だということになりまして、そういう意味ではやはり合併しなきゃいけないんだという、そういうことに対します漁協の役員の意識とか意欲が高いところ、もう一つはやはり財務格差の少ないところが一番大きなところではないかと思っております。

ところがある。それとも一つ大きな状況というのは、漁村が漁村でなくなったところは合併が進んだんですよ。そうじゃありませんか、長官。

○政府委員（**篤田道夫君**） 先生のおっしゃるよう

なところも確かにあるかと思えます。ちよつと大変恐縮でございますが、全体の、その辺の地獄的なデータを今持ち合わせておりませんので何とも言えないわけでございますが、おっしゃるようなところも確かにあるかと思っております。

○谷本 君 さてそこで、もう一つ長官に伺いたいのは、現状から見ますと、合併ということよりも信用事業の県連への統合の方がやりやすいのではないのかという気が私はするんです。そういう状況を考えてみますと、どうも合併合併とばかりの状況のように言うんじゃないかと、もともと地域的な状況というのを勘案しながら進めるような弾力的な指導というのが必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(荒田道夫君) 確かに先生言われますように、合併よりも信用事業等事業統合の方が進んできております。ただ、漁協系統組織といったしましても、合併をまず第一義的に考えておりまして、それに至る過程として漁協と連合会との間の信用事業統合というようなことも考えております。

確かに、合併だけということじゃなくて信用事業譲渡、いろんなことを進めながら、最終的には系統組織の方が言っておりますように一県一自立漁協でございますとか一県複数自立漁協でございますとか、そういう目標がございますので、それに向けて進んでいくということが必要であろうというふうに考えております。

○谷本錦君 それから、農協法の改正と大きく違う点が一つありました。それは、農協法の改正の場合には経営管理委員会制を新たに導入する、これは選択でありましたけれども、そういう状況がありました。漁協の場合、合併または信用部門の統合をしながら経営管理委員会を導入するといつ

（政府委員（倉田達夫君） 漁協は非常に農協等に比べますと事業規模も零細であるというようなことが一つ大きな特徴としてございます。このようなことによりまして、現行法上の員外理事枠を活用することになります。漁協に求められます業務執行体制の専門性を確保していきたいというふうに考えておるところでございます。今先生言われましたように、今後合併等によりまして広域漁協が実現した場合におきましては、当然経営管理委員会の必要性も生ずるというふうに考えております。

今後の漁協系統組織の再編状況を見ながら、この問題につきましては検討していきたいというふうに考えております。

○谷本鶴君 次に、漁協のビジョンとでもいいいますか、そうした問題について若干伺いたいと思います。

どういう漁協にしていくなのか、私はこれが一番大事だと思ふのです。しっかりとした未来像があればみんな頑張ることができるからであります。ところが、農協法の改正の方は御存じのような住専問題等々があつて、これは急いで合理化しなきゃならぬなという話になつて合理化をやつた。漁協の方はそういう問題はなかつたのであります。

そういう問題がないところへ、今度の改正案で見ますというと、出資金はふやせの配当は削りますの、そして人件費増につながりかねない監査体制をひとつしかりやれよというような話等々が続々と出てくるのであります。漁家にしますと、この法律によつて過大な負担をさせられるのじゃないか、こうお受け取りになる向きというのが出てきても私は不思議じゃないと思います。

でありますから、ここで決めるとしても、機械

従事する役員、参事、これは兼職・兼業を禁止するというところであります。私が知っている例を一つ申し上げますというと、ある漁協で土建屋さんを組合長にしたんです。うまくいきました。経営感覚のある人だったからです。ですから、非常にこの辺難しんですよ。地元の漁業会社の方が組合長になりなつた、さつぱり振るわなかつたという例もあります。要は漁民の立場に立つて、そして経営感覚を持った人が欲しいということなのであります。でありますから、兼職・兼業にこだわりますというところ、角を矯めて牛を殺すという状況にならねない場合もあると思うのです。

そこで伺っておきたいのは、一つは兼職・兼業とはどういうものを禁止するのか、それから二つ目は行政庁の認可を受けた者はその限りにあらずと言っているが、具体的にどんなものを指すのかについて伺いたい。

○政府委員(高田道夫君) まず、兼業の場合どのようなことか、兼職の場合どのようなことかというところでございますが、兼職につきましては他の会社の常務に従事するというようなことでございまして、兼業はまさしくみずから事業を営むということでございます。

そういうことで、この二つの場合にはやはり漁協の代表理事等の職務専念性、特に最近では金融業務におきましては高度化してきているということもございまして、やはり責任ある業務執行体制を確保していただくというようなことから今回兼職・兼業の制限の規定を他業態並みに導入させていただいたところでございます。

○谷本親君 時間が来ましたので終わります。

○国井正幸君 国井正幸でございます。何点かお伺いをしたいというふうに思いますが、先ほど谷本委員の質問にもあつたわけでありまして、漁協なりあるいは漁連、これの組織整備の基本的な方針についてお伺いをしたいと思います。

農協の場合は単協の広域合併ということで、専

門的な機能を強化することとか、あるいは業務執行体制を確立していく、そういう意味で非常に単協の広域合併が進んでいる。あわせて連合組織においてはいわゆる県連と全国連の見直しを含めてよりスリム化するというか、重複した機能をなくする、こういうことで農協の組織整備というのが進んでいるわけです。

漁協の状況というのを見ても、先ほど来答弁にもありますように、確かに千差万別な状況はあると思うんですが、その組織整備の基本的な方針というのはどういふふうに考えておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(高田道夫君) 漁協はまさしくその地域の重要な組織といたしまして、これは漁民の信用事業だけではないとしまして、各種の事業を経営的にやっておりますし、それから特に漁協の場合におきましては漁業権の管理主体でございまして、これから二百海里体制の中でTAC制度が導入されますときのその一つの中心となる組織として、今後健全に発展していくていただかなければならない組織であるわけでございます。

こういうことでございますので、水産庁といたしましても漁協組織が地域の組合員のための組織として健全に発展していただくために、いろんな各種の事業等によりましてその健全な発展のための支援、指導をしていきたいと考えております。

○国井正幸君 何か余りよく僕は理解できないんですけれども、このいただいた資料、今回の改正法案の参考資料の七ページ、これを見ても、年々いわれる経常利益が少なくなつてきているんですね。大変厳しい経営環境にあるのだらうというふうに思いますが、先ほど阿曾田委員の質問にもあつたと思いますが、農協等においてはいわゆる信用事業なり共済事業というの、一つの経営の柱になつていて収益部門なんですね。ところが、ここで見ると、経営の中身という形だけ見ていくとちよつと厳しい状況にあるのだらうというふうに

この資料から読み取れるわけです。

そういうことから考えると、これは抜本的な対応というのを何らかの形でやらないといふ、このままではやつぱり非常に難しくなるといふふうに思ふんですね。そして一方では、今度の法改正の中でも特に金融事業を行う漁協なりあるいは信漁連なり、これは他業態との兼ね合いでやつぱりきちつとした経営をしていかなければ我が国の金融秩序が保たない、こういうことを含めて今回の法改正の重要な部分を占めているといふふうに思ふんです。

そういう意味からすると、やはりその組織整備を含めてこれは何とか対応をしていかなければいけないといふふうに思つておられるんですが、先ほどの長官の答弁ですと、いろいろ合併がでなかつた、何かの難しい理由はわかるんですが、それと、それを乗り越えてもう一歩先に進むといふ部分がちよつとよく理解できないんですが、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(高田道夫君) 確かに、言われますように信用事業がこのような赤字になつてきている一つの理由としては、やはりその事業規模が非常に零細であるといふところに尽きるんだらうと思ひます。これは各一組合当たりでいたしまして貯金額が十五億円、農協に比しますと約二十分の一という感じがなつておりますので、やはりこの貯金額、この規模をやはり拡大いたしませんことには信用事業におきまして利益も出ないといふふうに考えております。

そういう意味で、現実問題といたしましては、信漁連に対しまして信用事業譲渡をございまして、か、それから合併というようなことをやっておりますわけでございまして、一応、現在合併よりも信用事業譲渡が進んできておりますので、この系統も一生懸命これについてはやっております。水産庁といたしましてはできるだけの指導、支援はしていきたいといふふうに考えております。

○国井正幸君 そういう意味では、いわゆる信漁連への事業譲渡を含めて、ある一定のスケールメ

リットが出せるような状況を早くつくるべきだといふふうに思ひますから、ぜひそういう部分は積極的にやつていただきたいと思います。

それから、先ほど阿曾田委員より谷本委員からも質問があつたんですが、今回のこの水協法の改正とこれまでの農協法改正との違いというのが、先ほど来お話ありますように、いわゆる経営管理委員会制度を農協法ではやつたけれども、今回は出ていない、こういうふうな点なんですね。

先ほどの回答では、漁協なりは非常に経営規模も小さいからと、こういうふうな話なんです。これは当然信漁連なりはそれなりの規模なわけですよ、ね、単協じゃなくて連合会も含めてね。そういう意味からすれば、農協法においてもこれは選択性であるわけですから、可能規定であるわけですから、やるというところを義務づけておられるわけではなくてそういうことも義務づけておられるわけですから、やらなけりややらなくともいいわけですね。そのかわり、やはり組合員以外の理事、経営に当たる者は全部員外でもいいよ、こういうふうなことなんです。僕はやつぱり同じ農林水産省としてやつていけば、農協も漁協も含めていわゆる協同組合組織のあり方というのについてもう少し中で詰めたらどうかというふうに率直に感じているんです。

そういう意味で、いかがでしょうか、これ。しつこいようですが、単協だけではなくて連合会もあるわけですから、積極的にやつてもらいたいと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(高田道夫君) 実は当然ながら、農協でもって先般経営管理委員会制度を導入されたわけでございますので、今回の水協法の改正に当たりますけれども、その辺につきましてはいろいろ系統も含めまして水産庁といたしまして検討したところでございます。

これにつきまして、先ほど来のお話でございますけれども、やはり漁協の事業規模が単協段階では十五億円というように、農協は二百六十億円でございますし、それから信漁連でいまして

これは約六百四十億円、信濃連になりますともう一兆を超えているというふうな状況でございます。そういう状況を考えますと、やはり今の段階では現行法上の員外理事枠を活用した方がよりその専門性を確保するのは適当じゃないかというふうなことで、今回はあえて経営管理委員会制度を導入しなかつたわけでございます。

ただ、今後その広域漁協の実現でありますとか、それから漁協系統組織の再編、先ほど来の話にございまして、一県一自立漁協でございますとか一県複数自立漁協というふうないろいろの系統組織の方でも合併を進めておりますので、そのような系統組織の再編状況を見ながら、この経営管理委員会を採用することにつきまして今後ひとつ検討していきたいと考えております。

○国井正幸君 次に、きょうは経済局長にも来ていただいているわけでありますが、この一連の漁協の組織整備についても、金融事業なりはできるだけ信濃連に集約をしていく、そういう形で農林中央金庫に資金運用等についてはできるだけ集約をしていく、こういうふうなことになるわけだけあります。

それで、私はさきの農協法の改正のときにも今の農林中央金庫の業務執行体制はちよつとぐあいが悪いのではないかとというふうな話をしたと思うんです。そういう意味で、今後の研究、検討課題にというふうなことでたしか大臣の御答弁もいただいているというふうなふうに思ふんですね。

これは協同組合組織を、ここで言うならば水協法に基づく協同組合組織を会員に持つというか傘下に持つ、こういうふうなことで、一方では農協法に基づく協同組合組織を構成団体として農林中央金庫ができ上がったというふうなことになると思いますと、協同組合という一つの運動体であり、あるいは経営体であるという特殊性を十分反映できる体制になければならないのではないかなというふうな思っているんですね。

そういう観点からすると、農林中央金庫には管理委員会という制度がありますよね。これはしつ

こいようですが、前にも申し上げたんですが、いわゆる役員を選ぶときだけ定款の定めによって総会に付議する前に管理委員会から推薦を受けた者が総会で選ばれる、こういうふうなことになるわけですね。一方で審議委員制度というのがあるわけですが、この審議委員はいろいろ重要なことを、例えばワリノリなりリツノリなりの金利をどういうふうにするかとかを含めて重要な経営方針を審議していただく、こういうふうなことなんです。

僕はこの経営管理委員会を漁協なり漁連にも入るべきだというふうな基本的には今後の課題として思っているわけなんです。そういうものを傘下に持つていくということになれば、当然農林中央金庫の今のあり方というののもう少し見直していただいて、協同組合組織の一員なんだと、こういうふうな位置づけの中でぜひやっていただきたいというふうな思っているんです。

申し上げてからまだ三月月という短い期間ですが、どうなったということではないかもしれません。その後そういう問題を含めてどのようになっているか、お聞かせをいただきたいと思うんです。

○政府委員(熊澤英昭君) お答えを申し上げます。

先回の本委員会では先生から御質問もいただきました。確かに、農協あるいは漁協の資金の相当部分が農林中央金庫に預けられているということで、中金の方が確かに系統団体の貸し付けとかあるいは有価証券の運用を行っているわけでございますけれども、そうした農林中金の運営自体につきましても、これも先刻先生御承知のとおり役員職員とも完全に常勤でまこととした経営体制は確立されているというふうな思っております。そのほかにも会員の意思を反映させるシステムとしては、これは今御指摘がございました、総代会のほかに審議委員の制度と管理委員会の制度がございます。それはもう先生今御指摘のとおりでございます。この審議委員の制度でございますけれども、こ

の審議委員の方は今九名任命をされているわけでございますが、その中で農業の信用事業関係の代表の方が四名いらっしゃいます。また、漁業関係で代表される方が二名、森林組合関係で代表される方が二名、それから学識経験者たる立場から一名、合計九名の審議委員の方が任命されておりますので、そうした審議委員の御審議によってそうした会員の意思というのは運営の中に反映をされるのではないかとというふうな考えております。

特に、この審議委員におきましては、今、先生の方からワリノリの利率等の話もございました。そのほかに基本的には、業務運営の基本方針に関する事項あるいは事業執行の計画に関する事項、剰余金の処分に関する事項、そういった農林中金の経営に関する基本事項について御審議をいただくということでございますので、適正な運営がなされているというふうな理解をいたしておりますが、なお、先生の御趣旨も踏まえ、今後とも適切に指導してまいりたいというふうな考えております。

○国務大臣(藤本孝雄君) 先回の委員会におきまして、委員御指摘の趣旨、すなわち審議委員の役割など、会員組合の意思を反映させる点については農林中金におきましても十分承知をしておりますところでございますが、私どもといたしましては引き続き十分勉強をしてまいりたいと考えております。

なお、御承知のように、農林中金におきましてはことしの三月三日に統合準備室を設置いたしております。この農漁協の合併等、系統組織の再編が進んでいく過程におきまして、農林中金の運営にいかに関与するに会員の意思を反映させていくかという点につきましてもこの統合準備室で今後検討される、そういう課題の一つだと考えております。

○国井正幸君 ぜひそういう意味で、会員の意思が十分に反映されるように特段の御指導をお願いしたいと思ふんですね。

この間の農中法の改正においても、非居住者向

け融資ができるということで、いわゆる海外の法人成り等についても融資ができるようにしたわけですね。そういう意味からすると、私は、局長の答弁にありましたように、審議委員制度については、審議委員は農林中央金庫の経営にかかわる基本的な事項をいろいろ審議していただくわけですから、極めて専門的な知識が要求されると思うんですね。それは組織内から出てきた人がわからないということをお願いしているわけではないです。よ。わかる人もいるでしょうが、わかりにくい部分もあるんだと。農林中央金庫というのは我が国最大の資金量を持つている金融機関です。だから、そういう意味からすると、国際金融に精通した人もいなければならぬし、これは専門家に任せたい方がいい、その審議委員というのには。

今度の改正農協法に定めるように、経営管理委員会、今は農林中央金庫の役員だけを推薦するという機能しかないけれども、組織運営上の基本的な事項はむしろ管理委員会で行っていただくようにすることの方が今度の改正農協法なんかの趣旨から見てスムーズにいくのかなと、このように思っているんです。いずれにしても、協同組織制というのが協同組合の中では非常に重要な問題ですから、そういうことが十分反映されるようにぜひお願いをしたいと思ふんです。

時間もありませんので最後の質問になるかというふうな思いますが、今回の改正水協法の第三十四条の十二項、いわゆる常勤監事の必置というのが出てくるわけですね。いただいた参考資料の三ページと五ページを見させていただきますと、三ページには一漁協当たりの理事数の推移とかあるいは信濃連の理事というのが出てくるわけですね。漁協においては常勤理事は一漁協当たり〇・四人、それから信濃連においては一・四人と、こういうふうなことですよね。そういう数字になる。それから監事の方を見ていくと、常勤監事は漁協にいない、それから信濃連においては〇・一というふうな状況だと思ふんです。

やはりこれも先ほど質問があったわけでありまして、けれども、信濃連においては常勤監事を置くんだと、こういうふうなことが言われたと思うんですが、私は他の金融機関とか他の業態との関連性において、経営の健全性を確保するという意味で常勤監事を置くというものはある意味では理解できるんです。できるんですけれども、いわゆる業務執行体制という意味で理事と監事、このバランス、理事が常勤で一人、四人しかいない中で監事だけが一人いたって、これはバランスを欠くというふうには思っています。やっぱり執行していくのは基本的には理事ですからね。その理事のきちとした常勤体制、経営体制ができていないところ、とにかく監事だけを置いてみたって、僕は余り意味がないんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、先ほどお話がありましたけれども、余り監査だ監査だ、いや監事を置くんだと、こういうふうなことだけでやってコストをかけて、それこそ角を矯めて牛を殺す、こういうようなことになっても仕方ないというふうには思っています。だから、この辺は理事と監事のバランスということからすれば余り機械的にやらぬ方がいいんじゃないか。結局、監事なんというものは問題が起きて後からどっちかという見ていく部分の方が多いわけですね。むしろ、そういう意味では問題が起きないようにきちとした経営をやっていく、そういう意味での常勤理事の体制を確立する、この方がどっちかという先なんじゃないかというふうに僕は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(高田道夫君) 先生言われましたように、監事の充実もさることながら、まず理事、特に常勤理事の充実を図るべきじゃないかということでございますが、おっしゃるとおりであろうと思っております。

○須藤美也子君 昨日の大臣の趣旨説明の中で、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、本年一月に漁獲可能量制度が導入され、資源管理の推進等漁協の果たすべき役割がますます重要となつていとおっしゃいました。こう言われましたけれども、肝心の韓国と中国への二百海里適用がいつになるのか、それ抜きに資源管理も成り立たない、こういうふうには考えます。

○須藤美也子君 昨日の大臣の趣旨説明の中で、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、本年一月に漁獲可能量制度が導入され、資源管理の推進等漁協の果たすべき役割がますます重要となつていとおっしゃいました。こう言われましたけれども、肝心の韓国と中国への二百海里適用がいつになるのか、それ抜きに資源管理も成り立たない、こういうふうには考えます。

○須藤美也子君 昨日の大臣の趣旨説明の中で、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、本年一月に漁獲可能量制度が導入され、資源管理の推進等漁協の果たすべき役割がますます重要となつていとおっしゃいました。こう言われましたけれども、肝心の韓国と中国への二百海里適用がいつになるのか、それ抜きに資源管理も成り立たない、こういうふうには考えます。

○須藤美也子君 昨日の大臣の趣旨説明の中で、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、本年一月に漁獲可能量制度が導入され、資源管理の推進等漁協の果たすべき役割がますます重要となつていとおっしゃいました。こう言われましたけれども、肝心の韓国と中国への二百海里適用がいつになるのか、それ抜きに資源管理も成り立たない、こういうふうには考えます。

○須藤美也子君 昨日の大臣の趣旨説明の中で、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、本年一月に漁獲可能量制度が導入され、資源管理の推進等漁協の果たすべき役割がますます重要となつていとおっしゃいました。こう言われましたけれども、肝心の韓国と中国への二百海里適用がいつになるのか、それ抜きに資源管理も成り立たない、こういうふうには考えます。

○須藤美也子君 昨日の大臣の趣旨説明の中で、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、本年一月に漁獲可能量制度が導入され、資源管理の推進等漁協の果たすべき役割がますます重要となつていとおっしゃいました。こう言われましたけれども、肝心の韓国と中国への二百海里適用がいつになるのか、それ抜きに資源管理も成り立たない、こういうふうには考えます。

○須藤美也子君 昨日の大臣の趣旨説明の中で、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、本年一月に漁獲可能量制度が導入され、資源管理の推進等漁協の果たすべき役割がますます重要となつていとおっしゃいました。こう言われましたけれども、肝心の韓国と中国への二百海里適用がいつになるのか、それ抜きに資源管理も成り立たない、こういうふうには考えます。

○須藤美也子君 昨日の大臣の趣旨説明の中で、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、本年一月に漁獲可能量制度が導入され、資源管理の推進等漁協の果たすべき役割がますます重要となつていとおっしゃいました。こう言われましたけれども、肝心の韓国と中国への二百海里適用がいつになるのか、それ抜きに資源管理も成り立たない、こういうふうには考えます。

○須藤美也子君 昨日の大臣の趣旨説明の中で、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、本年一月に漁獲可能量制度が導入され、資源管理の推進等漁協の果たすべき役割がますます重要となつていとおっしゃいました。こう言われましたけれども、肝心の韓国と中国への二百海里適用がいつになるのか、それ抜きに資源管理も成り立たない、こういうふうには考えます。

○須藤美也子君 昨日の大臣の趣旨説明の中で、海洋法に関する国際連合条約の締結に伴い、本年一月に漁獲可能量制度が導入され、資源管理の推進等漁協の果たすべき役割がますます重要となつていとおっしゃいました。こう言われましたけれども、肝心の韓国と中国への二百海里適用がいつになるのか、それ抜きに資源管理も成り立たない、こういうふうには考えます。

とが必要でございますし、技術的な課題につきましても検討する必要があります。

また今、先生が言われました沿岸とまき網漁業者の話でございますけれども、これにつきましては、まず資源管理を進める場合には、何といましても、その関係する漁業者の理解と協力が不可欠でございます。そういう意味で、スルメイカにつきましてTACを決めると、それで資源管理を行う場合におきましても、そのスルメイカを漁獲対象としています沿岸漁業者それからまき網漁業者など関係漁業者の意見を十分に聴取いたしまして、また関係者の調整を図っていくことが必要であるというふうに考えております。

○須藤美也子君 ぜひこういう問題を、資源管理を水産庁がきちんとしていく、指導を強められるようにお願いしたいと思います。

次に移りますけれども、今回の法案は、漁協、漁民の自助努力、一定の期間で漁協信用事業の改革を図るというものです。二千万円という最低出資金の導入、準備金の積み上げなど、信連では今でさえほとんど常勤監事がないのに全部置かなければならなくなる。しかし、漁協は農協や信用金庫など他業態とは違って非常に零細であり、赤字も抱えている。漁民の努力のみ要請するだけでは信用事業、漁協経営は守れないと思います。そういう点で、国が責任を持って漁業を守り、漁協の経営の援助を新たに考えるときだと思いが、そういう点はどうにお考えでしょうか。時間がありませんので、長官、申しわけありませんが、簡潔に答弁をお願いします。

○政府委員(農田道夫君) 日本の漁業を守るために政府としてどのような対策をやっているかという御質問だろうと思います。

これにつきましては、各種の生産対策につきまして水産庁といたしましてそれぞれの予算をつけておりますし、また流通加工対策、各般の面にわたりますし、いろいろな事業をやっておりますのでございます。

○須藤美也子君 漁協に対する経営援助は、漁協

経営強化総合対策事業等、今年度七億四千九百万円予算がついておりますけれども、五年前は九億一千九百万円でした。五年前から見ると減っているわけです。多くは合併漁協に対する利子補給ですね。本来、合併するしないにかかわらず措置すべきことであると思いますが、この予算が減るという状況でいいのかどうか。法案で漁民の努力を要請するならば、漁協経営の援助をもっと国がやるべきではないのですか。

もう一つ続けて質問いたします。水産予算の七割が公共事業であります。そのうち九割近くが漁港関係であります。五年前と比べて公共事業は二千五百三億円から七・二％ふえまして二千六百八十五億円です。これに対して、経営安定対策、資源管理、栽培、養殖等の公共以外の予算は、千七百二十億円から逆に減って一千六百六億円です。昨年十二月の参議院予算委員会問題になりました北海道の漁港のように、二百十億円をかけて港をつくった。ところが、そこを利用する漁船はたった二隻しかなかった。こういう例が問題になったわけです。本当に漁民が必要なのところ、港をつくるのも大事であります、整備も大事であります、しかし、魚価の安定、資源の増大、経営の安定にたえていく、これが漁民の最も望んでいる要望だと思えます。

そういう点で、公共事業のそういうむだ遣いをやめて、漁協経営の安定あるいは漁民の経営の安定を図るようには予算の組み替えをすべきではないのか。この点は予算の問題ですから、大臣に聞いた方がよいのでしょうか。

○政府委員(農田道夫君) 水産予算、特に公共予算のウエートが高いわけでございます。これにつきましては、今、先生言われましたように、漁港の予算が多いわけでございます。漁港と沿鑿、これが水産予算の中では公共予算になっているわけでございますが、漁港につきましては、これは何といましても漁業生産基盤といたしまして漁業の生産の中心となるものでございますので、これにつきましては長期的、計画的に積極的な整備を

していかないと考えております。先ほど先生、北海道の例を言われましたけれども、これもたまたま北洋減船ということでロシアとの関係でもって減船せざるを得なくなった。そこで当初入る予定の大型船が入らなくなったというところであります。ただ、あそこ能取漁港につきましては、大型船のところは別でございますが、それ以外のところは現在でも十分活用されているような状況でございます。

また、非公共予算でございますが、これにつきましてもシーリングの厳しい枠の中ではございまして、各種事業の要請にたえまして、水産庁といたしましては栽培漁業でございまして、水産庁という必要などところにつきましてはこれまで予算の充実に努めてきたところでございます。

今後ともシーリング等、いろいろ限られた条件がございまして、水産政策が十分いえますように予算面でも配慮していきたいと考えております。

○須藤美也子君 最後に、今回の改正案で代表理事の兼業制限について入っているわけです。この参考資料を見ますと、「兼業・兼業」とは具体的にどこまでを指すのかを確認しておくとともに、どのような場合に行政庁の認可が受けられるのか、漁協の役員は、地元漁業会社の役員でもある場合が多く、この規定を厳密に適用すると、地域社会に大きな影響を与えかねない」と、こういうふうに書いてあります。

それで、全漁連も漁協系統の実態を踏まえた法案を改正してほしい、こういうことを言っているわけで、これを機械的に兼業はだめという形ではなく、含みとか、弾力的に地元の意見も聞いて、そういう形でよく協議し実態も踏まえて準備をしていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(農田道夫君) 今回の法改正におきまして、漁協につきましても他の協同組織金融機関と同様にその職務専念性を確保する、それから責任ある業務執行体制を確保するということから兼

職・兼業制限の規定が整備されたところでございます。漁協につきましても、このようなことでその規定を設けたところでございますが、ただ一律に決めた場合にはいろいろ問題が出てくる場合も確かにございます。そういう場合にはいろいろ例外規定につきまして認可する予定にしております。この認可に当たっては他業態とのバランスや漁協の実態を十分踏まえましてその運用を検討していきたいというふうに考えております。

○須藤美也子君 ぜひ漁民が将来展望を持って、後継者も育成できるように活気ある漁協なり漁業地域にしていただくように、最後に強く要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○委員長(真島一男君) 他に御発言もないようです。本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(真島一男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、阿曾田君から発言を求められておりますので、これを許します。阿曾田君。

○阿曾田清君 私は、ただいま可決されました水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平会、社会民主党・護憲連合、民主党・新緑風会、日本共産党及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

水産業協同組合は、漁業者等の協同組織として、水産業の振興や漁村の活性化等に貢献しているばかりでなく、昨年の国連海洋法条約の締結に伴い、資源の管理についても重要な役割を果たすことが期待されている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 自己資本及び内部留保の充実については、組合員の理解と協力を得ながら推進するよう、その実現に向けて十分指導すること。

二 員外監事・常勤監事の必置等については、組合の信用事業の規模や地域の実情等にも配慮しつつ、監査体制の強化が図られるよう十分指導すること。また、全漁連による監査が公認会計士等の活用により充実したものとなるよう指導するとともに、行政検査の充実にも努め、監査・検査の実効性の確保を図ること。

三 役員等の兼職・兼業の制限の適用に当たっては、漁村の実情や組合事業の特性・専門性にも配慮しつつ、責任ある業務執行体制が確立されるよう十分指導すること。

四 部門別損益の組合員への開示については、この制度が、組合員の理解を深め、組合の経営体質の強化に資することとなるよう指導すること。

五 漁業経営の不振等に伴う漁協の財務の実情に対処し、地方公共団体とも連携して、漁協の経営基盤の強化のための諸対策の推進に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(眞島一男君) ただいま阿曾田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(眞島一男君) 全会一致と認めます。よって、阿曾田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤本農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。藤本農林水産大臣。

○国務大臣(藤本孝雄君) ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(眞島一男君) なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(眞島一男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(眞島一男君) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。藤本農林水産大臣。

○国務大臣(藤本孝雄君) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

畜産の振興を図るためには、家畜衛生、特に家畜の伝染性疾病の発生を予防し、蔓延を防止することが基本的に重要でありますので、農林水産省といたしましては、従来から家畜伝染病予防法に基づき、家畜の伝染性疾病の防止に絶えざる努力を払ってきたところであります。

しかしながら、近年、畜産経営の大規模化が進み、家畜の伝染性疾病の発生による被害の大型化が生ずるおそれがある中で、伝染性海綿状脳症のような新たな疾病が発生してきております。

また、食肉等の輸入量の増大に伴いまして、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入機会が一段と増加しているところであります。

このような状況に対処し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築するため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、家畜の伝染性疾病の危険度を再評価し、法定伝染病について伝染性海綿状脳症の追加等を行うこととしております。

第二に、危険度の高い家畜の伝染性疾病の発生

状況等の情報を全国的、組織的に把握し、その情報に基づき都道府県知事が発生予防措置を的確にとり得るようになるほか、これまで知られていない疾病を発見した獣医師から都道府県知事への届け出制度を設けることとしております。

第三に、危険度の高い家畜の伝染性疾病の発生状況等の把握体制を整備することに伴いまして、輸入検査においても同様に危険度の高い疾病を対象とした検査を行うとともに、輸入検査証明等、輸入検査に係る手続を電子的に行えるようにすることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(眞島一男君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第二条第一項の表中二十五の項を二十六の項とし、十五から二十四の項までを一項ずつ繰り下げ、十四の項の次に次のように加える。

十五 伝染性海綿状

脳症

牛、水牛、めん羊、山羊

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「電子情報処理組織」とは、動物検査所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、第四十条第一項の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十七条第一項第一号中「アナプラズマ病」の下に、「伝染性海綿状脳症」を加え、同項第二号中「出血性敗血症」の下に、「伝染性海綿状脳症」を加える。

第二十一条第一号中「出血性敗血症」の下に、「伝染性海綿状脳症」を加え、同条に次の一項を加える。

4 伝染性海綿状脳症の患者又は疑似患者の死体の所有者に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、又は埋却し」とあるのは、「焼却し」とする。

第二十三条第一項中「次項」を「以下この条」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「またないで」を「待たないで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 伝染性海綿状脳症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対する第一項本文及び前二項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、埋却し、又は消毒」とあるのは、「焼却し」とする。

第三十六条第一項第二号中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第三十七条の見出し中「添付」を「添付」に改め、同条中「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に、「写を添付」を「写しを添付」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 動物検査についての政府機関を有しない国から輸入する場合その他農林水産大臣の指定する場合

二 省令で定める国から輸入する指定検疫物について、前項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて第二条第三項の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された場合

第四十五条第一項中「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「当り」を「当たり」に改め、同項第二号中「第三十七各号」を「第三十七条第一項各号」に改める。

第四章中第四十六条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による届出又は指示の通知等)

第四十六条の二 動物検疫所長は、第四十条第一項の規定による届出については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 農林水産大臣、動物検疫所長又は家畜防疫官は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出て、当該届出に係る指定検疫物につき家畜防疫官の検査を受ける者に対する第四十条第四項の規定による指示の通知又は当該届出に係る指定検疫物その他の物につき家畜防疫官の検査を受けた者に対する前条第一項の規定により読み替えて適用する前条第四条第二項若しくは第三項、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十五条第一項若しくは第二項の規定による指示の通知、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二十一条第一項ただし書若しくは第三項、第二十三条第二項若しくは第二十四条ただし書の規定による許可の通知若しくは前条第一項の規定により読み替えて適用する第六十条第一項若しくは第七十条第一項若しくは前条第二項の規定による命令の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処

理組織を使用して行うことができる。

3 動物検疫所長又は家畜防疫官は、第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出て、当該届出に係る指定検疫物その他の物につき家畜防疫官の検査を受けた者に対する第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付又は当該届出に係る動物の所有者に対する前条第一項の規定により読み替えて適用する第八条の規定による証明書の交付については、当該交付に代えて、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して証明の通知を行うことができる。

4 前三項の規定により行われた届出又は指示の通知、許可の通知、命令の通知若しくは証明の通知は、第二条第三項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に動物検疫所長若しくは家畜防疫官から発せられたものとみなし、指示の通知、許可の通知、命令の通知又は証明の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

5 農林水産大臣は、第二条第三項の電子計算機を使用する動物検疫所を告示するものとする。

第六十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

第二条 家畜伝染病予防法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「掲げる家畜」の下に「及び当該伝染性疫病ごとに政令で定めるその他の家畜」を加え、同項の表の一から三までの項中「水牛」を削り、同表の四の項を削り、同表の五の項中「水牛」を削り、同項を同表の四の項とし、同表の六の項中「水牛」を削り、同項を同表の五の項とし、同項の次に次のように加える。

六 水胞性口炎 牛、馬、豚

第二条第一項の表の八の項を削り、同表の七の項中「水牛」を削り、同項を同表の八の項とし、同項の前に次のように加える。

七 リフトバレー熱 牛、めん羊、山羊

第二条第一項の表の九から十五までの項中「水牛」を削り、同表中二十一の項を削り、二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、十七の項の次に次のように加える。

十八 アフリカ馬疫 馬

第二条第一項の表の二十二から二十四までの項中「七面鳥」を削り、同表の二十五の項中「ひな白痢」を「家さんサルモネラ感染症(省令で定める病原体によるものに限る。)」に改め、「七面鳥」を削る。

第四条第一項中「限る」の下に「。以下「届出伝染病」という」を加え、「市町村長」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「当該家畜について第六十二条において準用する第十三条第一項の規定により届け出なければならぬ場合」を削り、「前項の伝染性疫病」を「届出伝染病」に改め、同条第三項中「市町村長」を「都道府県知事」に、「家畜防疫員」を「当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長」に、「都道府県知事」を「農林水産大臣」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(新疾病についての届出義務)

第四条の二 家畜が既に知られている家畜の伝染性疫病とその病状又は治療の結果が明らか異なる疾病(以下「新疾病」という。)にかかり、又はかかつている疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はそ

の死体を検案した獣医師は、省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、家畜が新疾病にかかり、又はかかつている疑いがあることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他省令で定める場合には、適用しない。

3 第一項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る家畜の所有者に対し、当該家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

4 都道府県知事は、前項の検査により当該家畜がかかり、又はかかつている疑いがある疾病が、新疾病であり、かつ、家畜の伝染性疫病であることが判明した場合において、当該疾病の発生を予防することが必要であると認めるときは、省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に報告し、かつ、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長に通報しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の場合には、同項の家畜の伝染性疫病の発生の状況を把握し、当該疾病の病原及び病因を検索するため、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

6 前項の規定による命令は、省令で定める手続に従い、その実施期日の三日前までに次に掲げる事項を公示して行う。

一 実施の目的
二 実施する区域
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
四 実施の期日
五 検査の方法

7 農林水産大臣は、第四項の規定による報告を受けたときは、同項の家畜の伝染性疫病の発生を予防するために必要な試験研究、情報収集等を行うよう努めなければならない。

第五條を次のように改める。
(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査等)

第五條 都道府県知事は、省令の定めるところにより、家畜の所有者に対し、家畜について、家畜伝染病又は届出伝染病(以下「監視伝染病」と総称する。)の発生を予防し、又はその発生を予防するため必要があるときは、その発生の状況及び動向(第四項において「発生の状況等」という。)を把握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることが出来る。

2 前項の規定による命令は、省令で定める手続に従い、その実施期日の十日前までに次に掲げる事項を公示して行う。ただし、緊急の場合には、その期間を三日まで短縮すること出来る。

一 実施の目的
二 実施する区域
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
四 実施の期日
五 検査の方法

3 都道府県知事は、第一項の検査の結果を、省令の定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、都道府県知事に對し、第四條第三項、前項又は第十三條第四項の規定による報告により得られた監視伝染病の発生の状況等についての情報を提供するとともに、監視伝染病の発生の予防のために必要な指導を行うものとする。

5 都道府県知事は、前項の規定による情報の提供又は指導を受けたときは、家畜の所有者又はその組織する団体に対し、監視伝染病の発生の予防のために必要な助言及び指導を行うものとする。

6 都道府県知事は、家畜の所有者又はその組織する団体が行う監視伝染病の発生の予防のための措置の効果が適切に確保されるように

するため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣又は関係都道府県知事に對し、農林水産大臣又は関係都道府県知事が講ずべき措置について、必要な要請をすることが出来る。

第六條の見出し中「検査」を削り、同条第一項中「家畜の伝染性疾患」を「特定疾病(第四條の二第五項の検査の実施の目的として公示されたものをいう。以下同じ。又は監視伝染病)に改め、検査」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による命令には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項第五号中「検査の」とあるのは、「注射、薬浴又は投薬の別及びその」と読み替えるものとする。

第七條の見出し中「行なつた」を「行つた」に改め、同条中「前条第一項の規定により検査」を「第四條の二第三項若しくは第五項若しくは第五條第一項の規定による検査又は前条第一項の規定による」に、「又は投薬を受けた」を「若しくは投薬を受けた」に、「行なつた」を「行つた」に、「附させる」を「付させる」に改める。

第八條中「第六條第一項の規定による検査」を「第四條の二第三項若しくは第五項若しくは第五條第一項の規定による検査又は第六條第一項の規定による」に、「又は投薬を受けた」を「若しくは投薬を受けた」に改める。

第九條及び第十一條から第十二條の二までの規定中「家畜の伝染性疾患」を「特定疾病又は監視伝染病」に改める。

第十三條第一項中「市町村長」を「都道府県知事」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「市町村長」を「都道府県知事」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「市町村長は、第一項」を「当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長は、前項」に、「届出」を「通報」に、「公示し、家畜防疫員及び隣接市町村長に通報し、かつ、都道府県知事に報告し、

を「公示」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を公示するとともに当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

第十五條中「こえない」を「超えない」に改め、「患畜又は」を削り、「鼻疽若しくは」を「又は」に改め、「アフリカ豚コレラの」の下に「患畜又は」を加え、「家畜伝染病の病原体」を「当該伝染性疾患の病原体」に改める。

第十六條第一項第一号中「鼻疽」を削る。

第十七條第一項第一号中「狂犬病」の下に「水痘性口炎、リフトバレー熱」を加え、「氣腫」を削り、「伝染性海綿状脳症」の下に「鼻疽」を加え、「馬伝染性貧血」の下に「アフリカ馬疫」を加え、「豚丹毒」を削り、「ひな白痢」を「家さんサルモネラ感染症」に改め、同項第二号中「牛肺疫」の下に「水痘性口炎、リフトバレー熱」を、「伝染性海綿状脳症」の下に「鼻疽、アフリカ馬疫」を加える。

第二十一條第一項第一号中「流行性感冒」を削り、「狂犬病」の下に「水痘性口炎、リフトバレー熱」を加え、「氣腫」を削り、「鼻疽」の下に「アフリカ馬疫」を加え、「豚丹毒」を削り、同項第二号中「ひな白痢」を「家さんサルモネラ感染症」に改める。

第二十三條第一項ただし書中「ひな白痢」を「家さんサルモネラ感染症」に改める。

第二十五條第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同項ただし書中「但し、ひな白痢」を「ただし、家さんサルモネラ感染症」に、「またないで」を「待たないで」に改める。

第三十一條を次のように改める。
第三十一條 削除
第三十六條第一項第一号中「次条第一項各号」

を「第三十七條第一項各号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 一のイ又はロに掲げる家畜の伝染性疾患の病原体

イ 監視伝染病の病原体
ロ 家畜の伝染性疾患の病原体であつて既に知られていないもの以外のもの

第三十六條の次に次の一項を加える。
(病原体の輸入に関する届出)

第三十六條の二 家畜の伝染性疾患の病原体であつて既に知られていないものうち、監視伝染病の病原体以外のものを輸入しようとする者は、省令の定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により届け出なければならないこととされる家畜の伝染性疾患の病原体を公示するものとする。

3 第一項の規定は、第六十二條の規定により指定された疾病の病原体について同条において準用する前条第一項の規定により同項ただし書の許可を受けて輸入する場合には、適用しない。

第三十七條第一項中「家畜の伝染性疾患」を「監視伝染病」に改める。

第四十條第一項中「家畜の伝染性疾患」を「監視伝染病」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項及び第四項中「家畜の伝染性疾患」を「監視伝染病」に改める。

第四十一條中「家畜の伝染性疾患」を「監視伝染病」に改める。

第四十二條第一項中「商品見本」を削る。
第四十三條第一項中「疑のある」を「疑いのある」に改め、「商品見本」を削り、同条第二項及び第五項中「商品見本」を削る。
第四十四條第一項中「前四條の」を「第四十條から前条までの規定による」に、「家畜の伝染性疾患」を「監視伝染病」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条に次の一項を

加える。
3 家畜防疫官は、第四十六条第三項の規定による措置を講ずるときは、前二項の規定にかかわらず、輸入検査証明書を交付しないことができる。

第四十六条の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「第六条から第八条まで」を「第六条第一項、第七條、第八條」に改め、同条第二項中「家畜伝染病以外の家畜の伝染性疾病」を「届出伝染病」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条に次の一項を加える。
3 農林水産大臣は、第一項の検査中にその検査に係る動物が新疾病にかかり、又はかつていいる疑いがあると認められたときは、当該動物又はその敷料その他これに準ずる物につき、省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせることができる。ただし、当該新疾病が家畜の伝染性疾病でないとい認められる場合は、この限りでない。

第四十六條の二第二項中「前条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。
第四十七條中「から第三十一條まで」を「第三十條」に改める。
第五十八條第一項第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改め、同項第四号中「第六條第一項」を「第四條の二第三項若しくは第五項、第五條第一項、第六條第一項」に改め、「第三十一條第一項」を削り、「第四十六條第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。
第六十一條中「第四條第三項、第五條第一項、第二号及び第三号、同条第三項、第八條（第三十條第二項及び第三十一條第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第四項、第十五條並びに第五十條」を「第四條第一項、第四條の二第一項及び第三項、第七條（第三十條第二項

において準用する場合を含む。）、第八條（第三十條第二項において準用する場合を含む。）、第九條、第十三條第一項及び第二項、第十五條、第二十一條第一項ただし書、第二十四條ただし書、第二十九條、第三十條第一項、第五十條並びに第五十二條」に改める。
第六十二條の見出し中「家畜伝染病」を「監視伝染病」に改め、同条中「家畜伝染病」を「監視伝染病」に改め、「期間を限り」の下に「第五條から第九條まで、第十一條から第十二條の二まで」を、「この章の規定」の下に「並びに第四章の規定（第三十六條の二の規定を除く。）」を、「二部」の下に「家畜以外の動物について、第五條から第九條まで及び第十一條から第十二條の二までの規定を除く。」を加える。
第六十三條中「十萬元」を「百萬元」に改め、同条第二号中「第四十五條第一項」の下に「（第三十六條第一項及び第三十七條第一項について、第六十二條において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第三十六條第三項」の下に「（第六十二條において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第四十條第一項」の下に「（第六十二條において準用する場合を含む。）」を加え、「当つて」を「当たつて」に改める。
第六十四條中の「左の」を「次の」に、「五萬元」を「五十萬元」に改め、同条第一号中「第五條第一項」を削り、同条に次の一号を加える。
四 第三十六條の二第一項の規定に違反した者
第六十五條中「五萬元」を「三十萬元」に改め、同条第一号中「第二十五條第一項又は第三十一條第一項」を「又は第二十五條第一項」に改め、同条第二号中「第六條第一項」を「第四條の二第三項若しくは第五項、第五條第一項、第六條第一項」に改め、「第二十九條（二）の下に「第五條第一項、第六條第一項、第九條及び第二十九條については、」を加え、同条第三号中「及び第十九條」を「第十九條及び第四十

条第四項」に改め、同条第九号中「第四十條第二項」の下に「（第六十二條において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十号中「第四十三條第五項」の下に「（第四十二條第二項及び第四十三條第五項については、第六十二條において準用する場合を含む。）」を加え、「当つて」を「当たつて」に改め、同条第十一号中「第四十六條第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十二号中「第六十二條において準用する場合を含む。）」を削り、「対し」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同条第十三号中「（第六十二條において準用する場合を含む。）」を削る。
第六十六條中「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成九年四月二十七日から施行する。
（第二条の規定による改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の家畜伝染病予防法（以下「旧法」という。）第四條第一項の規定による届出があつた家畜に係る同条第三項の規定による通報及び報告については、なお従前の例による。
3 施行日前に旧法第六條第二項の規定により検査を受けた家畜については、第二条の規定による改正後の家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）第七條及び第八條の適用については、新法第五條第一項の規定により検査を受けたものとみなす。
4 施行日前に旧法第十三條第一項の規定による届出があつた家畜に係る同条第四項の規定による

る公示、通報及び報告並びに同条第五項の規定による公示、報告及び通報については、なお従前の例による。
5 この法律の施行の際現に旧法第三十六條第一項ただし書の許可を受けている家畜の伝染性疾病の病原体の輸入については、なお従前の例による。
6 この法律の施行の際現にされている旧法第三十六條第一項ただし書の許可の申請は、新法第三十六條第一項第二号に掲げる家畜の伝染性疾病的病原体に係るものであつては同項の規定によりした同項ただし書の許可の申請と、新法第三十六條の二第一項の家畜の伝染性疾病的病原体に係るものにあつては同項の規定によりした届出とみなす。
7 施行日前に旧法第四十條第一項の規定による届出、旧法第四十二條第二項の規定による届出、旧法第四十三條第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出（以下この項において「届出等」という。）があつた指定検疫物について旧法第四十條第一項、第四十二條第二項、第四十三條第二項又は第五項の規定による検査が行われていない場合には、当該届出等は、新法第四十條第一項の規定による届出、新法第四十二條第二項の規定による届出、新法第四十三條第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出とみなす。
8 施行日前に旧法第四十條第一項若しくは第二項、第四十一條、第四十二條第二項又は第四十三條第二項若しくは第五項の規定により行われた検査であつて、施行日前に旧法第四十四條の規定による輸入検査証明書の交付又は旧法第四十六條の規定による処置がされていないものについては、新法第四十四條及び第四十六條の規定を適用する。
9 施行日前に旧法第七條の規定により殺された患畜、旧法第十七條若しくは第二十條第一項の規定により殺された疑似患畜、旧法第六條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項若し

において準用する場合を含む。）、第八條（第三十條第二項において準用する場合を含む。）、第九條、第十三條第一項及び第二項、第十五條、第二十一條第一項ただし書、第二十四條ただし書、第二十九條、第三十條第一項、第五十條並びに第五十二條」に改める。
第六十二條の見出し中「家畜伝染病」を「監視伝染病」に改め、同条中「家畜伝染病」を「監視伝染病」に改め、「期間を限り」の下に「第五條から第九條まで、第十一條から第十二條の二まで」を、「この章の規定」の下に「並びに第四章の規定（第三十六條の二の規定を除く。）」を、「二部」の下に「家畜以外の動物について、第五條から第九條まで及び第十一條から第十二條の二までの規定を除く。」を加える。
第六十三條中「十萬元」を「百萬元」に改め、同条第二号中「第四十五條第一項」の下に「（第三十六條第一項及び第三十七條第一項について、第六十二條において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第三十六條第三項」の下に「（第六十二條において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第四十條第一項」の下に「（第六十二條において準用する場合を含む。）」を加え、「当つて」を「当たつて」に改める。
第六十四條中の「左の」を「次の」に、「五萬元」を「五十萬元」に改め、同条第一号中「第五條第一項」を削り、同条に次の一号を加える。
四 第三十六條の二第一項の規定に違反した者
第六十五條中「五萬元」を「三十萬元」に改め、同条第一号中「第二十五條第一項又は第三十一條第一項」を「又は第二十五條第一項」に改め、同条第二号中「第六條第一項」を「第四條の二第三項若しくは第五項、第五條第一項、第六條第一項」に改め、「第二十九條（二）の下に「第五條第一項、第六條第一項、第九條及び第二十九條については、」を加え、同条第三号中「及び第十九條」を「第十九條及び第四十

条第四項」に改め、同条第九号中「第四十條第二項」の下に「（第六十二條において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十号中「第四十三條第五項」の下に「（第四十二條第二項及び第四十三條第五項については、第六十二條において準用する場合を含む。）」を加え、「当つて」を「当たつて」に改め、同条第十一号中「第四十六條第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第十二号中「第六十二條において準用する場合を含む。）」を削り、「対し」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同条第十三号中「（第六十二條において準用する場合を含む。）」を削る。
第六十六條中「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。
附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成九年四月二十七日から施行する。
（第二条の規定による改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の家畜伝染病予防法（以下「旧法」という。）第四條第一項の規定による届出があつた家畜に係る同条第三項の規定による通報及び報告については、なお従前の例による。
3 施行日前に旧法第六條第二項の規定により検査を受けた家畜については、第二条の規定による改正後の家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）第七條及び第八條の適用については、新法第五條第一項の規定により検査を受けたものとみなす。
4 施行日前に旧法第十三條第一項の規定による届出があつた家畜に係る同条第四項の規定による

る公示、通報及び報告並びに同条第五項の規定による公示、報告及び通報については、なお従前の例による。
5 この法律の施行の際現に旧法第三十六條第一項ただし書の許可を受けている家畜の伝染性疾病的病原体の輸入については、なお従前の例による。
6 この法律の施行の際現にされている旧法第三十六條第一項ただし書の許可の申請は、新法第三十六條第一項第二号に掲げる家畜の伝染性疾病的病原体に係るものであつては同項の規定によりした同項ただし書の許可の申請と、新法第三十六條の二第一項の家畜の伝染性疾病的病原体に係るものにあつては同項の規定によりした届出とみなす。
7 施行日前に旧法第四十條第一項の規定による届出、旧法第四十二條第二項の規定による届出、旧法第四十三條第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出（以下この項において「届出等」という。）があつた指定検疫物について旧法第四十條第一項、第四十二條第二項、第四十三條第二項又は第五項の規定による検査が行われていない場合には、当該届出等は、新法第四十條第一項の規定による届出、新法第四十二條第二項の規定による届出、新法第四十三條第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出とみなす。
8 施行日前に旧法第四十條第一項若しくは第二項、第四十一條、第四十二條第二項又は第四十三條第二項若しくは第五項の規定により行われた検査であつて、施行日前に旧法第四十四條の規定による輸入検査証明書の交付又は旧法第四十六條の規定による処置がされていないものについては、新法第四十四條及び第四十六條の規定を適用する。
9 施行日前に旧法第七條の規定により殺された患畜、旧法第十七條若しくは第二十條第一項の規定により殺された疑似患畜、旧法第六條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項若し

くは第四十六条第二項の規定による検査、注射、薬浴若しくは投薬を行つたため死亡した動物若しくは死産し、若しくは流産した動物の胎児若しくは旧法第二十三条の規定により焼却し、若しくは埋却した物品に係る旧法第五十八条の規定による手当金の交付、旧法第二十一条第一項若しくは第二十三条第一項の規定により焼却し、若しくは埋却した家畜の死体若しくは物品に係る旧法第五十九条の規定による費用の負担又は旧法第六十条の規定による都道府県知事若しくは家畜防疫員が旧法を執行するために必要とした同条各号に掲げる費用の負担については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成九年四月十一日印刷

平成九年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局